

岡本の国会での質問

166-衆-財務金融委員会-4号 平成19年02月28日

○伊藤委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、財務大臣に、たばこのことで御見解、またお考えをお伺いしようと思ってやってきました。

まず、大臣のそもそもの認識をお伺いしたいわけでありまして、たばこをどのように大臣はとらえてみえますか。まず認識をお伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 たばこは、私はたしなみませんが、たばこの好きな人もいる、のまない人もいると思っております。

○岡本(充)委員 それは、大臣としての認識はそれだとどまるわけでありましてね。日本国の大臣でたばこ事業法を所管する大臣の所見は、わずかそれだけ。恥ずかしくないですか。ここは国会ですよ。そんなふざけた答弁して、どういうことですか。認識を聞いているわけです。

○尾身国務大臣 平成十四年十月の財政制度等審議会の喫煙と健康の問題等に関する中間報告におきましては、たばこは、麻薬や覚せい剤などと同類の社会的禁制品ではなく、アルコールなど同様の個人的な嗜好品である、他方、喫煙が特定の病に対するリスクであることは疫学的に認められている、したがって、喫煙と健康の問題等の観点からは、たばこの健康に対するリスク情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるようにすることが重要である、一方、一般的にたばこの消費削減ないし禁止を求めるべきものではないとされているが、財務省としても、基本的に同様の認識に立っているところであります。

財務省としては、今後とも、平成十七年二月に発効したたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を踏まえつつ、たばこ健康に対するリスク情報の提供など、たばこ事業法に基づいた適切な施策を行ってまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 そこで、まず大臣にお伺いしたいわけですが、たばこ事業法の中で、そもそも、「製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等」と書いている、この「等」は何を指すのか。

そしてまた、この「目的」には、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と書いていますが、国民の健康に関する記述がないということに関しての大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 今の「等」についての通告はございませんでしたから、それについての答弁は用意しておりません。

○岡本(充)委員 ちゃんと電話でお願いをしています。これは、たばこ事業法のそもそもの目的について聞きますよと僕は通告をしている、きのうの夜に。その答弁がないのは困ります。

○尾身国務大臣 たばこ事業法の目的は、「この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調

整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」こういうものであります。(岡本(充)委員「だから、それは何かと聞いているんですよ」と呼ぶ)

○伊藤委員長 挙手してください。
岡本君。

○岡本(充)委員 だから、私が聞いているのは、先ほどから言っているように、「地位等」は何を指すのか、また、国民の健康、福祉、そういった問題に関しての目的が書いていないことについてはどのように答弁をされるのかと聞いているんです。読んでくれとは言っていない。

○尾身国務大臣 たばこ事業の経営の安定と未成年者の喫煙防止などが「等」の中であります。

○岡本(充)委員 この「目的」の最後に、国民の健康、福祉増進が書いていないことについてはどういうふうに答弁をされるのかと聞いていることについて、まだお答えをいただけていません。

○尾身国務大臣 もう一遍、ちょっと言ってください。

○岡本(充)委員 大臣が質問の意味がわからないとの御趣旨でありますから、改めて質問をし直します。

「目的」の後段、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と書いています。ここには、国民の健康、福祉、さらにはさまざまな意味での国民の幸せに関する記述がない。目的は、金の話に資するためだけというふうになっているけれども、本来の、先ほどの大臣の所見でいえば、保健行政にも大きく影響を及ぼすものであるから、これについて大臣が、この目的だけでは不十分ではないかと判断しないのかということであります。

○尾身国務大臣 このたばこ事業法の目的にはそう書いてあるということでありまして、私ども、たばこ事業法を所管する者としたしましては、この法律に基づいて適切な施策を講じているところであります。

○岡本(充)委員 所管が厚生労働省じゃないんですよ、皆さん。財務省になっているところがこの肝でありまして、今大臣はそうお答えになられましたけれども、この法律、そもそも提案したのは議員立法ですか。

○尾身国務大臣 政府提案であると聞いております。

○岡本(充)委員 であれば、この文言を入れたときになぜそれが入らなかったのかということを知っているわけでありまして、それについてお答えをいただきたい。

○尾身国務大臣 その当時、政府としてこういう文言がいいと判断をしたわけでありまして。

○岡本(充)委員 先ほど大臣言われましたたばこ枠組み条約も、今まさに発効しまして、今世界各国が取り組む中で、このたばこ事業法の目的は、その上位法である条約と照らし合わせても相入れなくなっているのではないかと私を指摘させていただきたいわけでありまして、それについて大臣はどのようにお考えいただけますか。

○尾身国務大臣 財政制度審議会におきまして、喫煙と健康の問題に関する中間報告があるわ

けでございまして、たばこは、麻薬や覚せい剤などと同類の社会的禁制品ではなく、アルコールなどと同様の合法的な個人の嗜好品である。他方、喫煙が特定の病に対するリスクであることは疫学上も認められている。したがって、喫煙と健康の問題等の観点からは、たばこの健康に対するリスク情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否か判断できるようにすることが重要である。一方、一般的にたばこの消費削減ないし禁止を求めるべきものではないというふうにされているわけでございまして、財務省といたしましても、基本的にこの考え方に立っているところでございます。

財務省といたしましては、今後とも、平成十七年二月に発効いたしましたたばこの規制に関する世界保健機構枠組条約を踏まえつつ、たばこと健康に対するリスク情報の提供など、たばこ事業法に基づいた適切な施策を行ってまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 その上位法に当たるたばこ枠組み条約では、第四条の「基本原則」で、「すべての者は、」なんです。すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきであるというふうになっています。

たばこを単なる財物にとらえるのではなく、税収が上がるものとしてとらえるわけではなく、国民の健康と福祉に多大な影響を及ぼすものであるということを知らしめなさいというふうに基本原則でなっています。たばこ事業法にはそういったものがないんじゃないですか。

○尾身国務大臣 条約の内容は、たばこの健康に対する悪影響を減らして、人々の健康を改善するという観点から、消費削減効果を持ち得る各種の施策の枠組みを提示しているものでございます。

他方、財務省は、この条約の締結以前から、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするたばこ事業法に基づきまして、たばこの包装への健康に関する警告の表示、たばこ広告の規制等、本条約の規定の対象となっている事項につきまして、たばこ事業に係る行政を進めてきたところであります。

したがって、本条約の目的とたばこ事業法の目的は矛盾するものではないと考えておまして、財務省といたしましては、条約の趣旨も踏まえ、たばこ事業に係る所掌事務を適切に実施してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 先ほどお話ししているように、そこの部分、大臣は違う部分を読んでいますよ。四条の「すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきであり、」と書いてあるこの部分が、たばこ事業法のどこに入っているんですかということです。

○尾身国務大臣 この条約の内容が、たばこ事業法に直接は書いてありません。しかしながら、先ほど申しましたように、この条約の締結以前から、「たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資する」という、これがこの法律の目的でありますけれども、たばこの包装への健康に関する警告の表示とか、たばこ広告の規制とか、そういうことはやっているわけでございます。

○岡本(充)委員 委員にお配りをした紙の最後を見ていただきたいと思います。

タイのたばこのパッケージを愛知大学保健室が載せておりました。これは実物であります。真ん中と同じものでありますけれども、実際に剖検をした、亡くなられた方の写真を載せて、こういう肺になるんだということを載せています。顔をしかめる方もみえると思いますけれども、どこまでがたばこの警告の啓発として適切かというのはそれぞれ議論があるとは思いますが、日本の広告が必ずしも世界各国と比べてそのリスク表示が十分だというふうに私は認識していないし、また、たばこへのアクセスの問題も、今後IDカードを入れるという話も聞いていますが、IDカードを子供

が借りれば買うことができるなど、未成年者へのアクセスの問題も一向に改善をされていません。

そういった意味で、このたばこの状況、先ほどくしくも大臣が言われた、財政収入の観点での取り組みだけでは不十分ではないかということをお話ししているわけでありまして、財政収入の観点以外の大臣のたばこに関する重要な項目、考え方は何なのか、お答えいただけますか。

○尾身国務大臣 たばこ事業法は、たばこ事業者に対する規制を総合的に行うことをその内容にしているために、たばこ事業者にパッケージの注意文言表示義務や広告規制を遵守させるためには、同法に基づいて実施することが適当であると考えております。

具体的に言いますと、現行の注意の文言につきましては、平成十四年十月の財政制度審議会の中間報告に基づきまして、この審議会たばこ事業部会に設置された、医師、心理学者等の学識経験者から成るワーキンググループの意見を踏まえまして、さらには厚生労働省の協力もいただきまして作成されたものでありまして、平成十七年七月以降に販売されるすべてのたばこについて表示を義務づけているところでございます。

広告の規制につきましては、財政制度審議会たばこ事業等分科会等において、学識経験者からのヒアリングを行うとともに、諸外国の例も参考としつつ、平成十六年三月に策定したものでございまして、平成十六年四月以降、順次これに基づく規制を実施しているところでございます。

これらはいずれも、現在のところ、たばこ事業者によって適切に遵守されておりまして、十分な注意喚起となっているものと認識をしております。

○岡本(充)委員 後段の質問に答えていただけていません。

○尾身国務大臣 後段って何でしたか。

○岡本(充)委員 大臣、お願いします。私の質問は二つあったんです。大臣は、財政収入の安定的確保に関して、たばこの定義づけ、たばこの重要性を先ほどの答弁でお話しになりました。財政収入に対するたばこの貢献という観点を大臣は言われるわけですが、それ以外に対して、たばこで重視しなければいけない施策、課題は何だと考えますか。

○尾身国務大臣 これは、たばこの健康に及ぼす影響等についてのリスク情報を適切に提供することが大切であると考えております。

○岡本(充)委員 リスク情報を提供するだけではありませんで、これはすべての人に提供しなきゃいけないし、また、大臣、これ、たばこのパッケージに書いているからといっても、すべての人に提供しているわけじゃないんですよ、リスク表示を。たばこを吸う人はごらんになれるかもしれないけれども、私はたばこを吸わないし、家族もたばこを吸いません。そうすると、このたばこのパッケージを見る機会もないわけでありまして、こういう皆さんへの啓発をどのようにしていくのか。もっと言えば、国民の健康と福祉にかかわるのであれば、今般米国の議会にも、FDAにたばこに関する事業を移させるべきだという法律が出ておりますが、財務省も、厚生労働省と共管ではなくて、この部分、厚生労働省に移管されてはいかがですか。

○尾身国務大臣 平成十三年十二月の財政制度等審議会の日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方に関する中間報告におきまして、国産葉たばこが外国産の葉たばこに比べて約四倍割高となっているわけでありまして、この国産葉たばこ問題が解決しない以上、政府の株式保有の枠組みやJTによる国産葉たばこの製造独占及び国産葉たばこの全量買い取り契約制は維持せざるを得ないと考えております。

財務省といたしましては、このような中間報告を踏まえまして、JTの完全民営化につきましてはまだなかなか難しいというふうに考えております。

なお、喫煙と健康の問題に関しては、リスク情報を私どもとしては国民に適切に周知していると考えております。

○岡本(充)委員 質問と答弁がかみ合っていないんですよ。私の質問を聞いてもらっていないんですか。(発言する者あり)

○伊藤委員長 尾身財務大臣、明確な御答弁をお願いいたします。

○尾身国務大臣 G5の諸外国におきましても、財務省に相当する省庁がたばこ産業の所管官庁になっておりまして、私どもとしては、所管の問題については現在のままでいいと考えております。

○岡本(充)委員 違う。今私が言ったのは、米国も法案が出ています、FDAにたばこを移管するように。まだ可決には至っていないけれども、超党派で法案を出している、この二月。そういうような情勢、また国際的なたばこ規制の問題、健康へのリスクの周知、こういったことを考えれば、厚労省に移管すべきだと言っているわけでありまして、ほかのG5がこうだからではなくて、ほかの国がああだからと言うなら、米国がFDAに移したら日本も移すんですか。

○尾身国務大臣 私どもとしては、所管の問題は現行どおりで、かつ健康の問題については適切なPRをすることによって対応していけばいいと考えております。

○岡本(充)委員 現行どおりでいいという論理がなぜなのかと聞いても、恐らく大臣はもう論理がないんだと私は思うわけでありまして、それはもう、論理があればこれまでの答弁でいただけていると思います。

先ほどから大臣は価格の話、税収の話をされるので、一回ちょっと確認をしておきたい。財政制度審議会たばこ事業分科会は、これまでにたばこの価格、税の引き上げについて議論をされたことがあるんですか。

○尾身国務大臣 たばこの税については財政制度等審議会ではございませんで、政府税制調査会が議論の対象としていただいているところがございます、何回かこのたばこ税についての議論はされていると思いますし、その税の引き上げ等も、私も自民党の税制調査会で議論してはございます。

○岡本(充)委員 先ほどから、たばこ事業分科会のお話をされる割には、この話になると税制調査会だと。いろいろな会議をつくってそれぞれの会議に分散をさせることで、最終的に、このたばこ事業に関しては包括的に話をしている、そういう主体がないんじゃないんですか。これではたばこの、先ほど目的となる、財政収入の安定的確保、国民の経済の健全な発展に資することになるかどうかの検討が十分なされていないのではないかという疑念を持つわけですが、きょうは他省庁にもお越しをいただいております。

たばこを抑制することにより、たばこがゼロになるとは考えませんが、実際に健康にかかわる医療費、また火災などによる損失額、こういったたばこ由来のさまざまな負の要素がどのくらいあると考えているのか、もしくは、減らせば、どのくらい減るということがわからなくても、たばこにかかわる医療費の増加、また、並びに火災による損失額、死者数などを御報告いただきたいと思っております。

○宮坂政府参考人 お答え申し上げます。

医療費の関係でございますが、ちょっと数字が古くて恐縮でございますが、平成十三年度の厚生労働省の科学研究費補助金におきまして、たばこ税の増税の効果なり影響等に関する調査研究報告書が出ておりまして、それによりますと、喫煙によります健康障害リスクの増加に伴う超過医

療費につきましては一兆三千八十六億円と報告されているところであります。

以上です。

○土屋大臣政務官 お答え申し上げます。

たばこを出火原因とする火災の件数並びに被害がありますが、平成十七年度は五千九百十四件発生をいたしております。損害額は百四億五千百五十万円と推定をいたしております。(岡本(充)委員「死者数は」と呼ぶ)死傷者の数は、同じく平成十七年度で二百六十七人です。

○岡本(充)委員 死傷者ではなくて死者が二百六十七人だと私は聞いておりますので、そこは確認をさせていただきます。

これだけの人が亡くなる、また喫煙が原因で毎年十万人近い人が亡くなっている、また、それで失われる経済的な損失、国民経済への影響、こういったものを考えて、本当にたばこ事業による税金、これが国民の経済、国の財政に寄与していると言われる根拠はどこにあるのか、財務大臣にお答えをいただきたいと思っております。

○尾身国務大臣 たばこについて税金をいただいて、その税金が税金になっている以上、当然寄与していると考えております。

○岡本(充)委員 逸失利益についてはどのように考えてみえるかということです。

○尾身国務大臣 この点については、財政制度等審議会の意見もそうなっておりますが、私自身も、喫煙と健康の問題の観点からたばこの健康に対するリスク情報は適切に提供をいたしますが、個人が自己責任において喫煙するか否かを判断できるようにすることが大事であるというふうを考えておまして、これを政府が禁止するかあるいは強制するかということとはよくないと考えております。

○岡本(充)委員 答えていないじゃないか。検討して、プラスなのかマイナスなのか、本当に寄与しているのかどうかを、法律に基づいてそこを確認する必要があるでしょう、だから、確認はされているんですかと。先ほどから税制になると税調だと言われるのに、また財政制度審議会を持ち出してくる。どっちがどっちなんですか。

○尾身国務大臣 財務省といたしましては、御指摘のような計算は行っておりません。

○岡本(充)委員 それで何でたばこ事業法の目的である財政収入の安定的確保、国民経済の健全な発展に資するんですか。国民の経済が、逸失利益がある、これで健全な発展に資することの目的を達成しているというふうに判断できる根拠は何なんですか。

○尾身国務大臣 現に相当額の税金があるわけでごさいます、そういう意味で財政の健全性の確保には大いに貢献をしていると考えております。委員の方で、もしどういふ損失があるというような計算があったら教えていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 先ほど、わざわざ厚生労働省、総務省がお越しになられて、御答弁されましたよ。大臣、聞いてみえなかったんですか。これだけの損失があるということでは、プラスマイナス、どうなのかわからないじゃないですか。

○尾身国務大臣 全体としてこれだけの税金があるわけですから、国、地方合わせての全体の経済の発展にも寄与していると私どもは考えております。

○岡本(充)委員 皆さんにお配りした後ろの資料四ページをごらんいただきますとわかるとおり、これまた医療費、一番上を見ていただくと、喫煙するか喫煙しないかで医療費がこれほど有意差を持って違っている。また表四を見ていただくとわかるとおり、医療費も喫煙をすることでその倍率が一・四倍にも高くなる。こういうような状況を踏まえて考えれば、この医療費、もとをただせば、個人の負担分もありますが国庫の負担もあるわけでありまして、トータルで考えたら、たばこの税金が多いのか医療費が高くなっているのか、どっちかわからないじゃないかという私の指摘に対して、大臣、お答えいただいています。

きょう、時間がないから次の質問に移りますけれども、これはしっかり省内で議論をしてもらわなければ困ります。本当に税金の確保に役立っているのか、それよりむしろ出費の方が多いいのか。出費が多ければ、幾ら税金があっても、それは財政に寄与していることにならないわけでありまして。

さて、一番目の、私、きょう質問したかったのは、JTのガラハラの買収の件でございます。

このガラハラの買収につきましては、新聞報道が昨年末に出ておりますが、他国に日本が株式の半分を持つ会社が出ていって、そして、先ほどの話、これからたばこ枠組み条約でたばこの危険性を周知しなけりゃいけない、また各地で巨額の損害賠償も起こっている、こんな中、日本がこのガラハラを買収した上で東欧やさらにはこれからの新興国にたばこを売っていこうというのでは、安倍総理が提唱されている、世界に信頼され、尊敬され、愛される、リーダーシップのある国とはならないのではないかと、こういう懸念を持つわけでありましてけれども、これについて大臣はどう考えますか。

○尾身国務大臣 本件のような株式の取得による企業買収は、JTの、ジャパンたばこの、法律上、事前認可事項ではなく、また、会社法上、株主総会議決事項にも該当いたしません。

本件につきましては、グローバル化するマーケットの中で競争力を高める観点から、株式会社であるJTの自主的経営判断として行われたものであると認識しておりまして、財務省としては、JTの経営判断を尊重してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 先ほど聞いているのは、安倍総理の提唱している美しい国に反すると思わないのかというふうに聞いているわけでありまして。

○尾身国務大臣 思いません。

○岡本(充)委員 大臣、日本が他国民の健康を犠牲にしてまで収益を上げる、もしくは今後、損害賠償のリスクを負うかもしれない、またもっと言えば、二兆円を超えるお金を国会の承認もなく買収に使っていく可能性がある、有利子負債を含めればですよ。こういうことを考えると、ある意味、国民の資産でもあるJTの株価が今後暴落する、そういうリスクもある。そういう中で、このリスクをJTの経営判断だという一言で任せて、もしかしたら巨額の負債が出る可能性のあることに、例えば為替の問題、また海外でのたばこ事業は、増税や為替相場などのその国の施策によって売り上げが左右される、カントリーリスクがあるということも指摘をされています。

こういった中で、この巨額な買収資金、これについて国民の資産であるという認識をお持ちの上で、今の、JTの専権事項だからそれでいいというふうに答弁をされるのか、大臣として、木村社長とその点についてどのような御議論をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○尾身国務大臣 概要につきましては、私も木村社長から話を伺っております。

この手続は、JTの自主的経営判断として行われたものでございまして、ギャラハラ社は、聞くところによりますと、ヨーロッパの各国あるいはロシア、ウクライナ等におきまして、比較的高いシェアを有しているわけでございます。これらの国におきましても、各国の法制度、文化、歴史等を踏まえた規制がなされているわけございまして、その規制を遵守した事業運営を行っている、それを買収する、こういうことございまして、それについてはJTの経営判断にゆだねるべきものであると考

えております。

○岡本(充)委員 では、買収にかかる、買収の助言に対する固定手数料、成功報酬、協調融資の組成手数料、メルリンチ社から約一兆円借りるとされているときの金利、こういったものが幾らになるのか、それぞれ大臣は聞いてみえるんですか。

○尾身国務大臣 JTについての基本的な認識が違っておりました、これは政府の国営企業ではございません。五〇%の株を持ってありますが、自主的経営判断を尊重するという考え方であります。ですから、その点についての考え方が委員と私どもは違っております。

それから、たばこにつきましては、個人の自己責任でこれを喫煙するかしないかということを決めるべきであって、必要な情報を提供することは政府としていたしますけれども、たばこをのむかのまかないかということは個人の自己責任であると考えております。

基本的に、今のような考え方の違いのもとで、どうすべきかという議論を考えていかなければいけないと思っております。

○岡本(充)委員 大臣は最大株主であって、他の追随を許さないぐらいの株式の保有割合であります。その中で、その発言では株主として大変無責任だと私は思うわけですよ。今の質問、数字を聞いているのに、数字に答えずにそういう概念だけを答えて、答弁になっていると思うんですか。

○尾身国務大臣 借入金利とか買収助言に対する固定手数料、成功報酬あるいは協調融資の組成手数料等につきましては、個別の契約内容にかかわることではございまして、お答えし得る立場にはございません。

○岡本(充)委員 株主であるから、当然その数字は、大臣、概要ではなくて、聞いているんでしょうね。これは、国民の皆さん方に、どれぐらいお金がかかって、どのぐらいのリスクをとるのか、こういうことを私は、国民の資産を利用するわけですから、これは公表すべきだというふうに考えるわけですが、理事会でこの点については協議をいただきたいと思っております。

時間の関係で、最後に、JTの禁煙反対組織票という話……(発言する者あり)理事会で協議していただけますか。

○伊藤委員長 ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をしたいと思います。

○岡本(充)委員 JTの禁煙反対組織票の話をお伺いしたいと思います。

皆さんのお手元にありますが、JTが、神奈川県条例の賛否に関して、どうやら会社、支店ぐるみで組織票を投入して、本来、この条例の賛否について、ある一定の、一月二十日ごろまでは賛成が反対を大幅に上回っていたのに、締め切り二日前になって逆転したというふうになっています。これについて、JTは調査すると言っていますが、この調査はどのようになっているか、大臣はお聞きになられていますか。

○尾身国務大臣 JTに確認をいたしましたところ、社員及び販売店に対し、神奈川県において喫煙規制に関するアンケート調査が実施されていることを周知したことは事実であるとのことでございまして、ただ、周知に当たって、特定の意見を表明するよう働きかけていたという事実はなく、回答はあくまでも個々人の判断によるものにしたということでございました。

○岡本(充)委員 JT本社が、一月、神奈川県を担当する横浜支店などにアンケートへの協力を複数回にわたり依頼、支店から社員全員に伝えて、社員が、それぞれ担当するたばこ販売店にも回答を依頼していた、こういうふうに、本社、支店、販売店とここまでやっていたという話だけれども、

そこまでの調査が今はできていないということですか。

○尾身国務大臣 これはJTに確認したところ、先ほど申し上げましたようなことでございます。

○岡本(充)委員 販売店までの確認ができていないのであれば、JTのしかるべき関係者を私は参考人としてこの委員会に呼んでいただきたいと思いますが、これについても理事会で、委員長、御協議いただけますでしょうか。

○伊藤委員長 ただいまの件につきましても、後刻理事会で協議をさせていただきたいと思いません。

○岡本(充)委員 大臣、これまでもタウンミーティングの話でもありました。ある一定の組織を使ってその意見を導入しよう、そういうような取り組みが行われていることはけしからぬということがもう政府は痛いほどわかっているはずであります。

そういう意味では、これまでのたばこ施策に関するさまざまな決定の際にも、たばこ産業等の偏った意見に基づいて決定をしているのではないかという疑念すら持つわけでありまして、これまでのパブリックコメントを含め、さまざまな施策決定に当たっての財務省における意見聴取のあり方について再度調査を求めたいと思いますが、大臣、こういう話があるわけですから、再度調査をいただけますでしょうか。

○尾身国務大臣 たばこに関する重要な施策の決定に際しましては、財政制度等審議会令に基づいて設置された財政制度等審議会たばこ事業等分科会において、医学界を初め各分野にわたる学識経験者の皆様から、幅広い視点から意見を聞いているところでございまして、たばこ産業等の偏った意見に基づいて施策を決定しているということではございません。

○岡本(充)委員 こういう記事も出たことですし、大臣、その委員の選任のあり方を含めて、再度調査をしていただけますかと聞いているんです。

○尾身国務大臣 財政制度等審議会の委員につきましては、各方面からバランスのとれた人選をしているわけございまして、任期が終わった場合にはまたいろいろ考えますけれども、この審議会の意見を尊重しながら私どもとしては施策を推進してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 財政審のことだけを取り上げているわけじゃないですよ。

○伊藤委員長 質疑時間が終了しています。簡潔明瞭に御答弁をお願いします。

○尾身国務大臣 JTに確認いたしましたところ、社員及び販売店に対し、神奈川県において喫煙規制に関するアンケート調査が実施されていることを周知したことは事実であるということでございます。

ただ、周知に当たって、特定の意見を表明するように働きかけていたという事実はなく、回答はあくまで個々人の判断によるものであるという答えでございました。

○岡本(充)委員 時間も過ぎていきますから、もう答えてください。

調査はそれだけでは不十分ではないかということを指摘しているわけであって、調査を今後ともしなければいけないんじゃないですか、こういう記事も出たことですし、と言っているわけです。

○尾身国務大臣 その点について今お答えをしたと私は思っております。

○伊藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 速記を起こしてください。

尾身財務大臣。

○尾身国務大臣 先ほど申し上げましたように、JTに確認をいたしましたが、今のところ、これ以上の調査をやる予定はございません。

○土屋大臣政務官 岡本先生の先ほどの御質問に対して答弁が明確でなかったもので、もう一回重ねて申し上げますが、平成十七年度中にたばこを出火原因とする火災については五千九百十四件発生しており、それらの被害は、死者数が二百六十七名でございます。先ほど死傷者と言ったと思いますが、失礼いたしました。

○岡本(充)委員 これで私の質問は終わりますけれども、JTの問題はまだこれから、根が深いと思いますので、場を改めてやらせていただきます。どうもきょうはありがとうございました。